

第3回行政改革推進委員会 会議要約

日 時 平成20年12月18日(木) 午後1時30分～午後4時00分
会 場 村上市役所 5階第5会議室
出席者 行政改革推進委員 8名(欠席2名)
企画部長、政策推進課長、同課員2名

(午後1:30 開会)

1. 開 会

2. 会長あいさつ

会長

皆さんごめんください。

大変天候の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

当初、予定されていましたが11月18日だったのですが、色々な事情で1ヶ月延びた形で開催させていただきました。その間、私どもが2度にわたって審議をし、前回答申しました内容をもう一度振り返ったり、次の行政改革大綱や行政改革大綱実施計画に向けて何が大事かを考え、見直す良い時間を与えていただいたと、私は前向きにとらえていました。

今日申し上げます第1点目は、答申の付帯事項として、皆さんが真剣に話し合われた内容を付けて、市長に答申をするということでした。その中身については、事務局の方から皆様方にお届けしたようなかたちで付けさせていただきました。それを作成するに当たっては、第1回目の会議録、第2回目の会議録、そして欠席されました委員の意見を基に、できるだけ忠実に、雰囲気も伝わるように、可能な限り修正を加えないかたちで付けさせていただきました。

2点目は、今日は市長から行革大綱について諮問をいただくことになっております。その内容については、事務局から事前にいただいております。この行革大綱が、本当に合併して良かったと、市民一人ひとりが心から感じられるような行革大綱なのかどうか、そして、時代がどのように変わろうとも私たちの住んでいる村上市が自立していける、先の明るい、魅力ある、活力のある村上市になっていくための行革大綱なのかということを考えて、今日から審議をしていかななくてはならないと考えております。将来にわたって、魅力ある、活力のある村上市にするためには、行政だけでは到底できません。議会もあります。市民もあります。私たちに諮問している内容は、議会には諮問されておりませんので、行政と市民はどうあればいいのか、何をどのような形で改革していったら、活力のある、魅力ある、本当にいきいきとした市になるのかということ、これから皆で審議をして、来るべき次の答申に向けて、提言ができればと考えております。

行革大綱の審議については、今日を含めて3回の開催を予定しておりますので、委員の皆様から前回と同様に忌憚のないご意見をいただいて、皆で良い提言が出来るように活発なご審議をお願いしまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

3 村上市行政改革大綱案諮問

企画部長(市長代理)から会長へ「村上市行政改革大綱案」を諮問

4. 議 事

(1) 村上市行政改革大綱案審議

会長

それでは、最初に事務局から行革大綱案についてご説明いただければと思います。

事務局

それでは、事前にお配りしています資料と、本日用意させていただきました審議のための参考資料を併せて、行革大綱案について簡単に説明したいと思います。

まず、前回までの会議の中で、これからまちづくりの一番大きな計画、総合計画を作るに当たって、総合計画と、この委員会で議論している行政改革とが、なかなか重複しているところもあるし、それを整理してすっきりしたかたちで議論したいというご意見をいただきました。そこで、まだまだ審議未了で、外に出ている資料ではありませんが、本日お配りしました資料の中に、「行政改革大綱と総合計画の範囲区分説明資料」というのがございます。こちらで概略をつかんで、イメージを持っていただけると分かり易いのかなと思っております。これについてはまだ、役所内の事務局案の骨組みでございまして、正式にこの内容で作ると決まったわけではございませんので、取り扱いには十分ご注意ください。

内容については、まず、まちづくりの基本的な理念があり、目標とする将来都市像を描いていく必要があるということで、まちの将来像と行政の将来像を今回は取り入れるべきではないかということで検討しています。これを基本目標とするために、例えばまちづくり編では、1から5までを大きな基本目標として、ここに具体的な事業なり、計画が入ってくるというイメージになろうかと思ひますし、行政を運営していく中では、簡素で効率の良い行政運営であったり、市民協働の行政運営であったりということが、大きな柱として入ってくるのではないかと思います。これらを、それぞれ基本目標はありますが、その中でも重点的な戦略を進めていくために、雇用を生み出すためにはどうしたら良いのか、産業振興のためにはどんなかたちが良いのかということで、いくつかのプロジェクトを立ち上げるかたちで総合計画に盛り込むべきではないかということイメージしております。裏面では、それを進めるための手法としまして、市民協働のまちづくりを進めるためにはどのようにすべきか、または行財政改革を進めていく、これらが推進していく大きな母体になるだろうというイメージの中で、右側のふきだして行政改革大綱関係箇所というのがいくつかありますが、主にこの行政改革推進委員会でのご議論は、行政の将来像であったり、市民協働のまちづくりのところに重点的に活かされてくるだろうということで、総合計画の面から見ると、そういう位置づけになろうかと思ひます。

まだ出来ていませんので、具体的なイメージというのは無いのですが、このようなものを、どの市町村でも同じようなものを作ってこられたと思ひますが、現状であったり、課題であったりというものを整理しながら、10年後、8年後にはこういうまちを作りたいという目標設定、それに向けてのビジョンがありまして、それを具体的にどんな計画を進めていって、具現化していくかということ、先ほど言ったような基本目標を定めまして計画としてあります。その下に、具体的にそれを事業とした場合にはどうかたちになるのかということで、実施計画ということで3段階で作っていくというような計画でした。それで、平成18年頃に旧村上市で具体的な計画を作っていくということで、市民の皆様にもご参加いただいて作ったのが、「むらかみ再生計画」というものでございまして、この中には、こういうことをしていこう、それは何課でやっていくということまで盛り込んで作ってあります。それを更に具体化するために、その下に実施計画がありまして、何年にどのような事業をやって、それはいくらの予算規模だということまで作っていかないと、絵に描いた餅になるということで、そういうものを作って、財政との整合性を図っていこうという計画でありました。

これから作ろうとしている総合計画も、旧村上市で後半やろうとしたイメージ、または先進地でやっているような、市民の皆さん、または行政内部でやっている事業に対して評価ができるような仕組みをこの中に取り入れていくべきではないかということで、今動き出したところであります。

まず、その辺の話をさせていただきます、これから今回諮問させていただきました行政改革大綱案

について説明をいたします。

この委員会の冒頭に申し上げましたように、9月、10月にまず大骨になる基本的な考え方に答申をいただいて、それを基に、こういう大きな括りの行革大綱を作りたい。これの答申をいただいて、議論して、決定した暁には先ほどの総合計画と同じように、行革大綱の具体的な実施計画として作っていくというような流れになるかと思います。具体的に項目ごとにご説明いたします。

この行革大綱の作りは、まず1ページ目に、なぜ行革が必要なのかということを謳っております。合併をして、約1,000人となった職員であったり、新潟県で一番面積の広い市をどうしていくのかということで、合併時には、合併してこういう市にしていきたいと思いますという概略、基本計画というものを作ったわけですが、これは先ほどの総合計画のところでは言いました、上位の計画のみでありますので、具体的にそれを動かしていくには、実施計画があったり、予算があったりということになります。そういうものを整理して、時代にあったものが必要になるということで必要性について謳っております。

1ページの後段のところには、基本的なこととしまして、先般その構成については概ね良いんじゃないかというような答申をいただきました、基本的な方針であります。この中には、組織・職員の改革を1つ目としてあげました。2ページ目に行きまして、財政改革、行政サービス改革、施設改革の4つの柱としまして、こういうことを基本に、行政改革をやっていきたいということを載せてあります。

3ページ目以降につきましては、それをもう少し具体的にどうしていこうかということ組織・職員改革から、4つの項目に分けて記載してあります。以下、財政改革から施設改革まで記載していきまして、最後の方に、協働のまちづくりの必要性を6ページに謳ってありまして、やはり新しい市を作っていくためには、市民の皆さんとの協働が無くてはあり得ないということで、これも大きく謳いたいということで、こちらについても、委員の皆さんから強く意見をいただいたところであります。

基本的な方針のところにも載せましたように、この改革については平成28年までの8年間としたいということで、具体的な計画を実施計画としてまとめて、前期・後期に分けた計画で、これから具体的に推進できるようにしていきたいと思っております。

戻っていただきまして、例えば2ページ一番下のところに、施設改革というのがございます。そこでは、市が管理するすべての施設について、市が所有する必要性を検証し、所有、廃止または民間等に譲渡すべきなどの仕分けを行います。という文章として行革大綱では載っていきまして、これを受けまして、具体的なものとして5ページ以下に書いてありますが、どのようなものをイメージしているのかということが、これだけでは良く分からないというのは当然であります。それで、本日いくつか資料を提示しました中のA3版の資料に、「施設一覧表(分類別)」というものがございまして、No.1からNo.628までの施設が載っています。まだまだ拾いきれていないものもあるかと思いますが、おおよそ600を超える施設があります。これらについて、すべて市の所有する施設でありますので、先ほど申しましたようにすべて検証を行います。

例えば、一覧表のNo.3から集落の集会施設、集落の公民館に当たるものがずっと続いていますけれども、これだけ市の名義で所有している集落の集会施設があります。これについて、今後どのように管理していくのかということで、今現在の管理方法が、一覧表の真ん中辺りに、直営とか指定管理者制度といった項目がありますが、これは当該集落に指定管理をお願いしているということで、市が所有はしていますが、市が直営で管理しているのではなく、地元の皆さんに管理してもらっているというものであります。今後もこのかたちでいくのかということも、すべて検討していこうということで、今現在作業をしているところでありまして、施設で言えば仮称「施設見直し計画」という名前でもまとめたいと思っておりますけれども、イメージ的には、この行革大綱を支える施設改革の材料としては、そういうものを作って、例えば、今市で所有している施設の中で、その施設が出来て20年、30年経って、当時どうしても市が所有していなければいけないという施設なんだけども、もうそれは公の施設としては役目が終わったのではないかというものについては、

廃止、もしくは地域に譲るといった方向性でいいたろうという施設の整理、または今後とも市が直接管理しなければならない施設、その場合、その管理については、どういう手法で管理していくのかというところで、先ほど言ったような指定管理であったり、直営であったり、委託であったりという分類を、すべての施設についてやっていこうという計画をしています。

後ほど、質問をお受けしまして、その受け答えの中でイメージを膨らませていただければと思いますが、大綱でございますので、実施計画のような細かいところまでは、大綱では触れてございません。ただ、これまでも委員の皆さんに言われましたように、この言葉自体がどういうものを目指そうとしているのか分からなければ、判断できないということもあろうかと思っておりますので、出せるものから、当然まだ実施計画は出来ておりませんが、今回のように出せるものからご提示していきたいと考えております。

施設については、そのようなことになろうかと思っておりますが、組織・職員についても今回資料を用意いたしました。前回の会議でも、実際にどういう会計にどれだけの職員がいて、どんなふうに行っているか分からなければ、多い少ないという議論も出来ないという意見もありましたので、まとめられる範囲で「会計別一般職員数及び総人件費」、「平成20年6月1日現在 臨時職員数」としてご提示しました。

他の資料についてもご説明させていただきます。まず補助金に関して、行革大綱の方針に対して、現状はどうなっているのかをまとめた資料をお配りしました。通し番号で、1番から149番まで、約8億円支出しているわけでして、様々な補助がある中で、じゃあどういう性格のものかということをお大括りでまとめたものでありまして、定額を補助するものであったり、3分の1以上の補助率のものという区分けをするとこのようになりますと、それから少額と言われるような5万円未満の補助金、100万円以上の高額な補助金はこうなっていると、今回の「村上市補助金等交付基準」で定めたものに該当するものはどんなものがあるかということ、国・県の定めた補助制度で、その制度に乗って補助しているものはどんなものがあるかということや、その当該団体を育てるため、運営を支えるためのいわゆる運営費補助のものがこれ、という区分けでまとめてございます。

また、市報にも載せました「職員数及び給与」につきましても、すでに皆様方にも市報で届いているものですが、再度資料として付けさせていただきます。

事前にお配りして、一読いただいていると思っておりますので、簡単な説明ではありますけれども、皆様方から質問をいただく中で、それに答えるかたちでご議論できればと思っております。添付しました資料と行政改革大綱案についてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、これから審議に入るわけですが、今ご説明ありましたように今回は基本方針を受けた行革大綱の審議でありますので、この示された行革大綱の項目ごとに順を追って審議をしていきたいと考えております。

そこで、欠席された委員方から文書で意見が出されていますので、若干時間をとりまして、委員全員で休まれたお二人の委員がどういう意見を述べているのか、どういうふうに考えているのかを踏まえた上で、審議したいと思っておりますがいかがでございますでしょうか。

委員

はい。

会長

それでは、若干時間をとりまして、お二人の意見に目を通す時間にしたいと思います。
よろしく願いいたします。

会長

それでは、お二人の意見を踏まえながら、これから審議をさせていただきたいと思いますが、行革大綱の最初に行政改革の必要性ということが謳われております。基本方針の時もこれに類似した内容があったわけですが、この件に関しまして、どなたかご意見ございますか。

委員

欠席された委員の意見にもありましたが、行革大綱の作り方として、最初に必要性を謳って、次に基本理念として、3番目に具体的改革方針というかたちで分けているのですが、こういう形式で作らなければいけないというルールがあるのであれば仕方ありませんが、一緒にした方が分かり易いのかなと、同じ事を2度言っているようなかたちですので、私も見にくい気がしました。

次に2点目で、前回も出ましたが、職員数の700人という数字について、これは合併の基本計画に出ている数字ですので、これについては踏襲しなければならないとは思いますが、前回の委員会でも、この700人という数には限らないのではないかという意見が随分出たと思いますので、それをちゃんと議論できるような一文を加えた方が良いのではないかと、「700人を目指し、よく精査しながら行う」というような文言を入れた方が良いのかなと思います。

会長

今委員から出された意見は、行革の必要性のところでは無く、行政改革の基本方針と具体的改革方針と分けて書いてあるけど、こういう書き方にしなければいけないというルールがあるなら別だけど、欠席された委員も文書で指摘してあるように1つにまとめた方が良いのではないかという意見ですが、そのことについて、他の委員の方々いかがでございましょうか。

委員

読んでみると2度手間というか、具体的改革方針を読みながら、また戻って基本方針を読むみたいなかたちになっていますので、もし出来るのであれば、基本方針の下に具体的改革方針を載せて、それぞれの改革ごとに書いてあった方が、分かり易いのではないかと思います。

委員

こういう形式で作成した事務局の考えを聞いてみたいのですが。

委員

確かに2度手間というのはあるのですが、私は、最初に基本方針があって、次にその具体的な方針はこうですよというこの書き方でも良いのではないかと思います。

委員

私も、後で事務局の説明を聞いてみたいと思いますが、このままのかたちで良いと思います。

この後に、行革大綱の実施計画も付いてくるわけですので、行革大綱とすれば、必要性、基本方針、具体的改革方針というこのかたちで良いと思います。

委員

行革の必要性についてですが、ここでは行政改革をすと言いつているわけですが、それがなぜ行政サービスに繋がるのかということや、なぜ公というのはその必要性に迫られてきたのかというような部分をもう少し加筆して、書き方の手順はともかくとして、冒頭はその辺から入った方が分かり易く、見易くなるのではないかと思います。

会長

欠席されたお二人の委員からは、行政改革の必要性の部分についてもかなり強い要望・意見が出ておりますが、今委員の皆さんからは、行革の基本方針と具体的改革方針というのが2度手間になっているのではないかという意見と、いやこれでも良いんじゃないかという意見があり、これでも良いという意見には、行革の必要性の部分についてももう少し改めて、強調する部分を書いていくという前提条件もあったかと思いますが、これらの意見を聞かれて、事務局いかがでしょうか。

事務局

まず、行革大綱の作り方としまして、こうしなければならないという決まりはございません。これについても、それぞれの自治体なり団体の任意でございますので、変更しても構いません。

それで、私どもが今回こういう形式にしましたのは、協働のまちづくり等を進めて、行政改革をやっているところは、こういう作り込みをしているところが多いということで、それを参考にしたということでございますので、何が何でもこのかたちということではありません。皆さんの意見にもありますように、なかなかこの委員会の様子その他についても、市報だけですべてをお知らせするというのは限度がありますが、そういったお知らせと併せて、ホームページにもできるだけの資料は載せようとしておりますので、市民の皆様ですとか、受け手の皆様に分かり易いような作り込みをしていきたいと思っておりますので、この方が分かり易い、この方が市民に届くという議論でしたら、事務局としても、この形式にこだわることはありません。

会長

今事務局から説明がありましたが、この形式でなければいけないということではなく、行政改革をやっている多くの市町村がこういう書き方をしていると、そして改革をしようとしている考え方が、取り組みの方向が、市民の皆さんにこれが分かり易いのではないかというお話でした。

今の説明を聞かれて、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員

分かり易いということが一番だと思います。ただ、順序を追って見ていく時にどっちが良いかと言われるとちょっと判断しかねます。

会長

どちらが良いかと言われると難しいのですが、今のかたちですと例えば、組織・職員改革のところでは、まず基本方針でも組織改革について出てきて、次に具体的改革方針のところでも組織改革が出てくるようなかたちです。両方見比べながら読んでいくということで、確かに2度手間という感じはいたします。

委員

それなので、先ほど意見がありましたように、行革の必要性の中にこの4つのことをやるのだという

ことをきちんと謳っていけば、それについての具体的な方針ということで良いのではないのでしょうか。

委員

先ほど発言した意味は、この行革の必要性の中に、主権が市民であるということが感じられないということなんです。あくまでも主権は市民で、その上に立って、行政改革はどうするのか、自治をどう高めていくのか、それがどう必要なのかという部分がもう少し、ここにあって欲しい。このままだと、そうではないんでしょうが、ともすると行政主権というふうに感じられる。

もっと強く主権は市民なんだと、自治をどうやって高めていくんだという説明をもう少しここに加えれば、手順はともかくとして、冒頭の入り方として市民の皆さんに分かり易くなるんじゃないかという意味で言ったということであります。

会長

それについて、事務局いかがでしょうか。

事務局

そのとおりだと思います。

先ほど申しあげましたように、まちづくりの一番大きな計画が総合計画なものですから、今委員が言われるようなものは、そちらにふんだんに盛り込んで、目指すまちづくりがあって、その中で、この行政改革の担う部分というのはこういうイメージなのかなと。ただ、今回は総合計画も行政改革も一緒にスタートしている関係で、そう言われればこちらに、主人公は皆さんと一緒に作り上げましょうという部分が落ちていたのかなと、こちらにもそういった意見を載せるべきだということであれば、そのとおりだと思います。

会長

私は、そういったことが最初の市長の決意で出てくるのだと思っていました。この必要性を見ても、前回の基本方針の繰り返しみたいで、夢のある明るい市が本当に出来るんだよ。市長のリーダーシップでやっていくんだよ。だから行政改革をやるんだよ。という部分が無いわけですので、後で市長から大きな夢が語られるのだらうと思っていましたが、それが載ってなかったので、このままだと夢のないものだなと感じてしまいます。

委員

今言われたように、行政改革の必要性について十分に、上手に謳いながら論議していかないといけないのかなと。

会長

大滝市長が今市長なんだから、自分も一生懸命頑張って夢のある市を作っていくんだと、5年後10年後の夢を描いたような明るいものはこうだよ、というのが出ていて、この行革大綱が出てくるのだと良いのですが、なんか明るいものがなくて、暗いような、職員も減っていくんだよ、高齢化も進んでいくんだよということで夢がないなあと思いました。

委員

たぶん、そういった部分が見えてこない、伝わりにくいというのは、行政改革の必要性の3行目から4行目にあります「自立した自治体であるために、そして地域特性を活かした行政サービスを行っ

ていく」ということが目的になっていて、今会長が言われたような、夢のある地域を作っていくための1つの手段として、行革をしていかなければ絶対に出来ないんだという部分が抜けているのだと思います。

目的と手段、将来の最終目標、ビジョンというものがごっちゃになってしまっているのです、将来像やビジョンを踏まえた上で、だから行政改革が必要だという部分の順序を、目的と手段を整理して文章にした方が伝わるのではないかというふうに思います。

委員

今日貰った資料は、整理ができて良い資料でした。ありがとうございます。その「行政改革大綱と総合計画の範囲区分説明資料」の「第1章 まちづくりの基本理念」の中で、今言われているようなことは述べるのだと思います。そう思うのですが、引っかかっている部分につきましては、私も会長と同じです。おそらく最初に市長が雑談でもいいから、こういう事をしたいので、だから行政改革の必要性について考えてください。と雑談でもよかったので、そういった話があれば、そういう考えを聞かせてもらってれば、ああでもない、こうでもないと出来たのですが、そういった部分が欠如していたので、この作った文言だけで判断してしまっている気がするのですね。

その部分が分からないので、ここだけ見ると確かにネガティブなことばかり書かれています。きっと降って湧く部分は、前半のまちづくりの基本目標の方にいっぱい載るとは思うんですよ。そのためには、事務的だけれどこちらは締めますよということだとこの資料を見まして解釈したので、私はこの行革大綱に関してはネガティブでも良いのかなと思いました。

委員

私も、その話は根本にあると思います。交付税が減らされます、その中で、独立予算の中で市を運営していかなければいけないということを住民にも認識してもらわなければいけない。だから、今までは行政でやっていたことも、出来ることは自分たちでやってくださいと、行政サービスを受けようとする、そのための財源はどこかと、国からは来ない訳ですから、じゃあ税金を上げますかと、税金を上げないのであれば、行政サービスを低下させますか、自分たちでやりますか、ということが基本だと思います。

その将来の財政問題から発した参加ということが、今回は凄く気がかりな気がしますので、じゃあ住みづらくなった、住めなくなったから居なくなっていいのかという話になってきたときに、自治体として人がいなくなれば成立しませんので、そういうサービスだとか予算規模といったことは縮小はするんだけれども、この地域は良いところだよということをアピールすることで、減らさない、もしくは増やすということをどこかに入れておかないと、明るい未来はないのかなと。

委員

基本的なことですが、ずっと各論的なことで皆さん意見を述べられていて、総論的なことがちょっと足りないかなという気がしてたんですが、行政改革というのは、どうしてもやればやるほど、今までやっていたことが、縮んで、圧縮する方向にいくと思うんです。じゃあ、今までのこの部分が足りなくなったら、これを誰がやるのか、その部分を皆さんで議論するべきじゃないかと。

まず、住民があって、共通した課題があって、そこに作業があって、負担があって、その負担を誰がやるのか、その辺が少し欠如している。市長の方向性じゃない、あくまでも市民が何をやって、何を目指していきたいか、その辺のところ、基本理念で出てくることではようけども、議論があって良いのかなと。

事務局

本来であれば、先ほど委員も言われましたように、こちらの総合計画が先行して、大きな方向性が見えていて、じゃあこの行革推進委員会での受け持ちはこのことというのが出ていけば、はっきりした整理がつくのですが、先ほども言ったように同時進行でやっているということ、それから、最も大事な基本理念、まちをどうしていくんだということについては、実は市内の高校生全員にアンケートを取りまして、集約しました。それで、このまちをどうしていくんだということについては、若い人たちの意見を精一杯載せたいということで、先般市長とも打ち合わせをしました。そういった内容については、皆さんの方にお知らせしておりませんので、前回からも言われておりますが、総合計画で盛り込む内容も一緒になって議論してしまっているような状況です。

委員の皆さんが言われているような、将来こういうまちにするんだと、元気があってインパクトある、全国の誰が見ても新潟の村上市はおもしろそうだとすることを発信するような将来像にしようということを、先般高校生からもいただいて、それをこれから審議していくような段取りでして、それが並行して走っているようなかたちでして、皆さんに大変ご苦労を掛けています。

先ほどからご意見ありましたように、行革大綱の始まりに、これをするから行革や市民協働のまちづくりをしていくんだという部分が欠落しているというご指摘は、言われれば確かにその通りでありまして、そこから始めるということも大事なのかと、また、私どもとしましては合併時にこういうまちを目指そうとした基本計画という大目標もありますので、これもないがしろに出来なくて、そうであれば職員は市民にお約束した3割しか補充していかないといったことも盛り込まざるを得ないということも当然ありますので、そういったことを全部盛り込んでみたらネガティブな表現が出てきてまして、協働のまちづくりみたいなものも、言葉だけでしか出てきていないので、どんな仕掛けをしていくかという部分がまだ見えてきていないので、議論が非常に難しくなっております。

会長

これは、粟島浦村の行革大綱や、関川村の行革大綱とは違うんですよ。合併したのですから、合併してどういうまちを作っていくかが無ければ、駄目だと思うんですよ。もっと夢があって、それをするための改革にしていけないと、これから議論していく時に、分かったような、分からないようなことにならないように、せっかく皆さんが出した良い意見が反映されるように持って行っていただきたいと思っています。

委員の皆さんからも、行革の必要性について、ビジョンが見えないから、「自立した自治体であるために、そして地域特性を活かした行政サービスを行っていく」ということが目的になっているという意見もありましたし、主権はあくまで市民で、行政に提案して、お願いしていくというのではなく、市民自らから改革を進めていくというようなことを、是非ここで謳ってくれという意見もありました。そのことについて、事務局いかがでしょうか。

事務局

それについては、十分お聞きしましたので、行革の必要性のところには、そういうまちづくりのためにはこういうことが必要だということを盛り込みたいと思います。

会長

よろしくをお願いします。

最初に戻ってすみませんが、基本方針と具体的改革方針の書き方について、一緒にした方が分かり易いというご意見もありますが、これについては、今書き方を決定しますが、それとも先送りにしますか。

委員

一緒にしますと、重複している箇所が無くなりますので、いくらかコンパクトにはなるかと思いますが、項目数が多くなると、一緒にすることによってぼやけてきてしまって、具体的な細かい部分が分からなくなることがあるので、こういう記載の仕方が一般的でないかと思います。

委員

ただ、具体的改革方針も4項目までしかないですし、全部で10何ページしかないのであれば、一緒にした方が見易いのかなと、私も前に読んだ時に、戻って読んでしまいましたので、それぞれの基本方針の下に段落を変えて具体的改革方針を続けるかたちの方が一気に読めるのではないかと思います。

特にこだわるわけではありませんが、そうした方が読み易いのかなと思います。

委員

私は、今まで長くこういう作り方を見てきましたので、見慣れているこのままの方が見易いです。

確かに、皆さんの意見も分かりますが、私の感覚ですと、まず必要性が謳われて、次にそれを改革していくための基本的な考え方はこうなんだと、そして、その基本方針に基づいて、それを具体化していくための具体的な方針という、こういう書き方でずっとやってきていましたので、どうしてもこのままの方が見易く感じます。

委員

私は、必要性和基本方針は違うだろうという感じでとらえているものですから、必要性で市民に訴えなければならぬところと、それをどうするかというところはやはり基本方針で説明するとした方が、必要性和基本方針は違うとして、それを受けて具体的改革方針とした方が良いかと思います。

会長

やはり、2つの意見があります。

2つの意見がありましたので、その時はやはり提案を優先しなければならないかと思えますし、欠席された委員の意見を含めても、半々くらいですし、特にこだわらないという意見もございましたので、とりあえずこのままいきますか。

委員

はい。

会長

それでは、このままいくということで、必要性の中身につきましても、先ほどから意見をいただいておりますし、欠席された委員の方々からも、もっと議論が必要であるというようなご意見もいただいておりますが、行革の必要性について皆様いかがでしょうか。

事務局

必要性のところ、そういった市民向け、また何故行革が必要かを足すというご意見は十分分かりましたし、そのようにいたしますが、前回ご議論いただいた提案で、退職者の3割しか補充しないという目標地点の数と、市民100人につき一人という数とでは、こんなに差があるじゃないかと、その整理が必要だということで、それを受けて、今の体制にこれからの地域づくりに向けて、そちらにもウンと力を入れていかなければならないという段階では、合併の時点で市民の皆さんにお約束した3割補充と

いうことは堅持するというかたちで、それをしていくと10年後には大体700人位になるのですが、それを目指すべきでないかということで、3割補充という考え方で盛り込みました。

ただ、前回いただきましたご意見の中には、これからの議論によってはそれに固執せずに、柔軟に対応していくということを加えるべきだという意見もありましたので、それは皆さんにご議論いただきたいと思います。

会長

これはあくまで行革大綱ですので、こういう表現で良いのではないかと思います。ただ一言、これから先どうなるか分からない、どう変わっていくか分からないので、委員からも意見ありましたように、「よく精査し」というような言葉を入れておけば良いんじゃないかと、その細かいところ、具体的なところは行革実施計画で出てくるものですので、ここで論議するべきものではないと思います。ただ、「よく精査し」という文言を加えていただくということで、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員

はい。

会長

ありがとうございました。

それでは、事務局にはそういうことで修正をお願いします。

事務局

分かりました。

会長

次に、行政改革の基本方針の中の「1 組織・職員改革」について、ご意見、ご感想をお持ちの方はおられますか。

会長

この行革大綱の2ページ目に「職員給与等の適正化を図るとともに」という文言が出てきますが、行革実施計画では、合併による不均衡の是正といったようなことが出てくるのですか。

事務局

基本的には、旧5市町村間で、給与のベースは違っています。合併の際には現在貰っている給与は保障しようということでした。それを全部どこかに合わせようとは、財政的にも無理ですし考えておりません。こちらに書きましたのは、人口7万人規模に合うような職員の給与体系というものはどうあるべきかということは議論していった、適正なものにしていかなければならないということにして、例えば50歳の職員で、現在の給与に差があるものを何年か掛けて高い方に合わせるといったことは、基本的には考えておりません。

会長

新市の給与水準といったものは、次のところで出てくるわけですね。

事務局

そういったものを作っていくことになります。

会長

新しく入ってくる人は、新市の基準でやっていかなければいけませんよね。

事務局

来年入ってくる職員も含めて、新市の給料表はもうあります。ただ、今デコボコになっているものを直すという気はございません。

会長

特殊勤務手当がどうのこうのといったような細かいことは行革実施計画で出てきますか。

事務局

条例等で定めがあります。

会長

分かりました。

この「1 組織・職員改革」の基本方針について、ご意見ございませんでしょうか。

細かい内容については行革実施計画で出てくるものと思いますが、通過させてもらってよろしいですか。

委員

はい。

会長

ありがとうございます。

次に、「2 財政改革」について、ご意見ございますか。

会長

公営企業会計というものがあるのですか。

事務局

上水道、飲む水のことでして、それについては、水道料でまかなって事業を起こしなさいというものがあります。

それから、注釈も付けましたが、「合併新法における特例措置がある間に財政の健全化を図っていく」という文言につきましては、今人口7万人の市であれば、予算の仕組みからいって、交付税はこれだけという決まりがあるんですが、それでは、今まで5つの自治体で貰っていた額に比べて極端に下がるということが想定されますので、合併して何年かはこれだけ貰って、それから緩やかに下がっていくという移行期間があります。その間に足腰を強くしておこうという意味であります。

会長

合併特例債があって、皆それを使って起債を起こしたら、今あっぴあっぴしているという、そういう

ものではないのですよね。

事務局

それではないです。歳入の方の激変緩和のようなものでありまして、特例債は、私どもが合併した時の合併新法でなくて、その前の法律で合併したところには、その特例債というものがありまして、色々な事業を起こす際に使えるというものがあったのですが、それも基本的には借金でして、100%いたただけるものではないので、相当苦労しているところもありますが、今の制度は極力そういうものは使わない方向で、歳入の支援の方を有効に使おうというものです。

会長

今までの5市町村で貰っていた交付金が、それを下回ることはありませんよ、保障されますよということですね。

事務局

そうですね。

例えば、今地方交付税の額が100億だったとします。じゃあ実際に7万人の市であれば85億になるところを、急にそんなに減らされてはやっていけないので、例えば5年間は、5つの市町村があったのと同じだけ貰えるということで、その間に色々と改革をしていくということです。

会長

いわゆる平成の合併で国がいかにも良いようにいった特例債で、結局は借金を作らせたわけで、それで今あっぴあっぴして、財政破綻をきたしている合併市があるわけですが、そういうのとは違うということですね。

事務局

はい。

会長

ありがとうございました。

それでは、「2 財政改革」についても、通過してよろしいですか。

委員

はい。

会長

ありがとうございました。

「3 行政サービス改革」についていかがでございますでしょうか。

これにつきましても、基本方針についてはよろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

それでは、「４ 施設改革」の基本方針についていかがでございますか。
これもよろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

ありがとうございました。

２ページ目まで終了しましたので、これから具体的改革方針に入るまでに若干休憩をとらせていただきたいと思います。

(午後２：５５～３：０２ 休憩)

会長

の具体的改革方針に入ります。「１ 組織・職員改革」について、(１)から(４)まで具体的改革方針が書かれてありますが、ご意見はありませんか。

委員

「合併によるスケールメリット」と記載があります。合併することで同じ仕事をしていたところ、例えば給与を計算する人事係５つを１つにまとめられるので職員が少なくて済むということだと思えます。そういうことが組織改革のなかに書いてあるのだと思いますが、市民が関係のある手続きを１つの窓口で済むようには、できないものでしょうか。完全に１つにできなくても、窓口をそばにするとかでもいいと思います。事務の中身を見て統合させるところは統合させることで、人員削減が可能でないかなと思いますので、是非、お願いします。

会長

今の件は、やられるのですか。

事務局

この具体的改革方針等を定めて、今ほど議論しているようなことをお聞きして、当然、並行して課題整理を今、やっております。ですから例えば組織・機構の改革のところでは、平成２３年４月に改革したいというときには、どうなるのかというのは、来年、実施計画を作っていく段階でお示して明らかにしていきたいと思っています。

会長

職員７００人体制を目指します、というようなことを謳っているのだから、組織も年次的に、３年後はこういう組織で人数はこうなります、５年後にはこうなりますというのが、きちんとなければ、数だけ出ていたって、数の１人歩きでは何の改革にもなりませんものね。

事務局

そうですね。ここは組織の話ですから色んなところに響きますけど、例えば介護保険、後期高齢者医療保険がスタートしたら保険と付くだけで、保険税を担当している税務課にお年寄りの方が相談に行っ

たりだとか、どこへ行ったらいいかわからないという、制度自体も複雑になっているし、村上市が、今国が示している姿に本当に対応している窓口になっているかと言えば、そうでなくて、合併のときに議論した国の姿であったりとかということなので、議会でも言われました。例えば市民係というのがありますが、そこに年金の担当もいるんですけど、年金の相談に行くというときに年金係というのがないと。実際に今、本庁にないんです。それではだめだと議会からお叱りをいただきました。そういうものからいろいろ整理して、ただ、この村上市役所本庁は、皆さん見ておわかりのように真ん中に螺旋階段があっぐるぐる回ります。そこを窓口が取り囲むような造りの役所のスタイルになりますので、1箇所、ワンストップで全て用が済むというのが果たしてできるのかという議論を以前もやりました。そうしたら最低限のところを回ってお帰りいただくようなルートで、例えばお年寄りであれば緑のラインを通れば、ほとんど用事が済むとか、子どものことであれば青のラインとかというようなことを考えるのか、1箇所、お年寄りが来たので担当がドーっと寄っていく、またはそこで対応するというやり方と、どっちがいいのだろうという議論はしてありまして、そういうことを役所の造りと併せてどれが市民の皆さんにとって一番使い勝手がいいのだろうということは考えていかなければならない。窓口についてはそうだと思います。その他の施設等についても施設改革のところでも出てきますが、いろんな現場の施設がどうなっていくのだろうとかということで、今まで直営で職員がいたところを3年後には指定管理に出すから市の職員は、いなくなりますよとかということは明らかにしていくようなところまで全部、基本的にはツブしたいと思っています。

会長

今の委員の意見に関連しますが、支所の今の6つの課を統合していくということは考えているのですか。

事務局

基本的に考えています。その代わり、ここでも謳っているように、スケールメリットもそうなのですが、本庁支所機能について、特に総務・企画など各支所に置かなくても一元管理できるようなもの、それからコンピューター等を使って処理できるものについてはできるだけ本庁に集約してその人員を減らしたい、その代わり、いろんな場面で出てきますが、地域で最も大事だと思われる、地域の皆さんと一緒にやってつくっていくとする、そのまちづくりのスタッフというのは逆に今よりも増やさなければならないというのが想定されます。そういう仕組みのあり方をどうすればいいのかというのは、議論していくことになりまして現にやっております。それとここでは基本方針の方でも触れましたように、今まで朝日支所であれば全体で職員が百何人いたところを今現在60人位が基本で、それしかいません。そうすると会議室等の空いている部分がありますので、地域のまちづくりの団体や社会福祉協議会のような公の団体等については、わざわざ外に構えなくても支所の館のなかに事務所を構えて、ここにみんな寄ってきて、もう地域づくりのことは支所へ行ってみんなで行うみたいなの、そういう支所の発想なんていうのは取り入れていかないとだめなんではないかということ、さらっとこの辺、言葉で、そういう団体の方にも使っていただけるようなことにしたいと・・・。

会長

今、もう支所には社会福祉協議会が入っているでしょう。みんな入っているわけではないのですか。

事務局

荒川は入っていますが。だから例えば場合によっては地域のNPOの皆さんがそういうところへ入ってもいいんじゃないとか、地域づくりの何とかの団体がそこを拠り所にしていくというようなことを

もうこれからイメージしていかなければならないのではと思います。

会長

先ほど委員から同じような仕事をしているのは一緒になったほうがいいと。課を分けておくといいみたいだけど、役所へ行くとあの課は暇そうで、こっちは忙しそうだというのがあるわけですよ。だからそういうのは一緒にしたほうがいいですよ。お互いに仕事しやすいですよ。

事務局

できるだけ用事がなければ役所なんか行きたくない場所ですよ。これからは、そういうのでなくて地域づくりの場所にしたいのですが、その人たちにわかりやすいネーミングであったり、係であったりするのですが、あまりにも細切れにすると、2、3人のところが多いと、もう融通がきかないですよ。そうすればある程度のスタッフがいて、こういうときにはこっちにこう流れよう、こう流れようというのはイメージしなければならぬと思います。

会長

そのほうがいいと思います。だって、その課によって忙しいときとあまり忙しくないときというのは当然あるわけですので。たまたま、こっちが忙しくないときに役所に行ったら、なんか遊んでいるな、あんな無駄だよなとなってしまうから、そうならないようにしなければならぬということです。

それから1つのことをやるのに7つも8つもハンコが要るといふことの検討は、ここですか。そんなことはあってはだめなことです。実際、今、行われているわけでしょう。支所と本庁で。文書にいくつハンコが押されているのですか。あんなことをやっていたら絶対だめなんですよ。行政改革であんなことをやめようというぐらいのことをやらなかったら少しも変わらない。例えば課長は支所にもいますが、本庁の課長と支所の課長は、同じなのですか。

事務局

そうです。

会長

それが同じであるということがおかしいのです。だって、支所に予算の権限がなく、本庁に聞かなければならぬですよ。やっぱり本庁の課長と支所の課長が同じなんていう組織は……。だから役付きばかり多くしておいてと言われる。だからそういうのを変えるというのは、どこで検討するのですか。

委員

私も今それを言おうとしていたのです。ある人からそれを言われたのです。非常にレスポンスが悪いと。それはよく言われていまして、それは実は市民ではなくて行政内部の人間なんですね。それはあなたのスキルの問題でしょうと逆に言い返したんですけども。でも、話を聞くとそうなんですね。すさまじいくらいハンコが必要で、支所に行ったら実は本庁に権限があると。じゃあ支所長は何なんだろうという話になって。前から私もそう思いますねと。おっしゃるとおりまったくそのとおりなんで。

会長

現在の支所長だったら課長の兼務でいいのではないかと。だって、予算の権限もないんですよ。だからそういうことを改革していきましようというのを提案して、市で受け付けなかったらそれは仕方ないけど。今の支所長は、労務管理だけなんですから。そうすればもっとすっきりすると思うし。その辺、大

胆な提案というものをしていかなければ。内部の人というのは、やっぱり自分たちの置かれているところを守ろう守ろうとするんですよ。そんなことじゃなくて改革していくんだということを提案していくんです。この委員会は、市民の立場なんです。

委員

そういうことって私も考えてきたんですけど、実施計画のなかで具体的に出てくる話ですよ。例えば支所長がいて、あとは一線でいいとか、支所へ行ったらたらい回しにされないとか、市役所の窓口でたらい回しにされないとかというのは、やっぱり実施計画のなかで、そんなにいっぱい職員要らないよとかが具体的に出てくると思います。

会長

私は、そのために念を押しているんです。これが実施計画に出てくるんですね。

委員

私も是非、実施計画のなかでそういうことは謳ってほしいと願っています。

事務局

本日欠席された委員から組織機構改革が23年度では遅いのではないかとご意見をいただいています。その議論は、役所の内部でも十分にしました。管理職も含めてすごい勢いで職員が減っていきます。それでもつのかという議論をしましたが、いろいろ整理して議会にもお願いしたりすることも含めると23年の4月までに何とか内部のところを整理して、23年の4月といっても相当早いうちに議会にお願いして議論をいただかないと、この23年4月というものを迎えられないわけですので。

会長

来年の議会にかけなければだめでしょうね。

事務局

そうするとですね、本当に市民にお答えできるような提案ができるのかといったときに、23年4月に再編といったところを目指してやるということを考えていました。

会長

(3)の3行目にある時差出勤制度の活用とは、今、どんなものですか。早出、中出、遅出とかありますか。

事務局

今現在、8時半出勤から夕方5時半までの勤務になっています。それを例えば夜9時ころまでの会議があると、8時半から出勤し、その会議の準備をして会議に出て9時までいるわけですが、その延びた分について時間外勤務手当を支払わなければならないので、その分遅く出勤してもらって手当は出さないとかやっています。そういうことを十分活用したりしていこうと。それとお金だけでなく職員の健康管理のこともありますので、こういうものは十分活用していくんだという意味です。

会長

学校であれば、用務員というのは時間帯が違いますからね。早く出て早く帰りますからね。

事務局

そうですね。子どもたちのいる時間とも違いますので。当然、朝早く来なければなりませんし。

会長

会議が事前に分かっているようなときにはそういうことが行われますけどね。

事務局

どうしてもスタッフがいなかったり、日中もあって夜もというときは使えませんが。

会長

逆に明日の午前に休んでくれとかは。

事務局

制度がありまして、この1週間のうちにどういう動きをするんだと。それはこの分はこうするというのを所属長に提出してやります。

会長

労働基準法に抵触しないようにして、そのなかでやりますと。分かりました。あと(4)までいかがですか。この委員会から職員の意識改革がないんじゃないかとの指摘できちんとここに入れていただきましたが、いかがですか。

人事考課制度は、給料まで反映させるところまでやられるのか、いや、そうじゃなくて人材育成ですか。

事務局

今のところは、まだ、制度の中身を詰めているわけではありませんが、基本的には人材育成を中心にやりたいと。そのことが、例えばこれから進んでいって人事評価に結びつき、手当に反映させるには、相当の熟度が必要です。それをやったことによって不平等が出てくるとかというのも出兼ねないので。公務員の最も遅れている、やっていなかった部分が、そういう民間と違う部分がありますので、この制度をまず熟知していただく、それからそれをうまく機能的に使って、職員の意識改革につなげてもらわなければなりませんので、そちらを十分にやりたいと思います。

会長

これを取り組んだのは、合併前の旧村上市だけなんですよ。ほかのところは、ないんですよ。

事務局

そうです。例を出して悪いんですけど、あまり極端な制度の縛りを合併のときにやって、耐えられないということで早期退職者がかなり出たという例もありますので、運用については、十分検討していかなければなりません。ですけど、これまでの改革の話、ここでの議論のなかで最も職員が少なくなっていくって、このレベルを上げていったり、意識を直していかないとうまくないというのは十分承知していますので、こういう制度のどういうものが一番良いのかというのも含めて検討していくと、旧村上市では面談方式の人事考課制度をやって、まず管理職のレベルアップ、それから意識の共有化を図ろうというところを2年やったところで合併になりました。

会長

全職員が自分の目標を上司に言って、上司が、おまえの目標はここに置くべきだとか言って面談してやるわけですか。

事務局

人事考課制度、うちの市はこうだというのは、作るものによって違いますけど、最終的にはそうなればいいんだと思います。例えば先ほど出てきました総合計画というのがありますよね。あれは最も大きな計画ですので、それが動いていくために、その時々市長がこういう謳い方でやれという指示の元、部があり課があり、それをやっていくための仕事があるわけですよね。じゃあ今年、うちの部としてはここまでやる目標だと。この課長、この係長、あなたの持分としてどういう仕事にどのくらいのボリュームでどの辺までの達成を考えているというところをまずプランニングさせて、それを上司と面談でやりとりして、こうこうでないかとか整理しながら、よしそれでやろうというようなことですね。それを年度途中に一度なりチェックして修正を加えるものは加えて、年度末に自分で評価するのと上司が評価するので次年度につなげていくというようなこととかです。

会長

それを厳密にやると、くたびれて、例えば学校だと全職員がA3判の用紙に1学期、2学期、3学期に分けて私はこういうので頑張りますというのを書くんですよ。それを教頭が見て、いやあなたはもう少しここを頑張ったほうがいいんじゃないかとかやるんですよ。それでそれを校長にやって、校長は最終的に面談する、その前に教頭が面談しているんです。校長も教育長に出す、私が教育長時代は、校長を教育長室に呼んで、校長にはこういうことをやってもらわなければならないというのを学期ごとにやるんです。それを効果的にするにはお互いの信頼関係ができていないと結局、形骸化してしまうわけです。

事務局

ですから、たぶんこれが機能していくには、このこと自体が1年間の業務のスケジュールの中にきちんと位置付けられないと、余計な仕事となって、ものすごく苦になるので、面談する時期について十分、補助金を扱っているところなんて年度末に相当の作業量になっていて、そういうときにこれをやったのではもう勘弁してくれという話になって、その辺が非常に難しいところです。

会長

ここに、人事考課制度の導入を進めると書いてあるから、やっぱりやるんだなと思ったので、実際にどんなふうにするのか聞いてみました。

事務局

何も目標がなくて、ただ会場に集めて、こういうことだからみんな頑張ろうという研修だけでレベルアップを図れるのかとなったときに、そうでないんじゃないかと。それと5つの市町村が一緒になったわけですから、A町、B村の職員のレベルなんて上下関係なく、やっぱりまちづくりと同じ目線でやろうというのには、こういうのも非常に大事なんじゃないかと。それから活用の仕方については、十分検討する必要があると思います。

会長

ありがとうございました。それでは、組織・職員改革のところ、全体を通してご意見ないでしょうか。

次に進めさせてもらってよろしいですか。

委員

はい。

会長

次に、「2 財政改革」の(1)(2)(3)についてご意見があったらお願いします。
(1)の3行目の実質公債費比率が16.いくつというのが、この前、新聞に出ていたのでしょうかね。
18を超えるとだめなんですよ。

事務局

そうです。それぞれ自治でするので自分のところでやっていいんだということですけど、借金するのに制限がなかったりすると知らないうちに潰れていたりとかいうのがあるので、色々基準を設けて、指導を受けたり、改善したりということになりますけど、この21年4月1日からの法改正によりまして、もっとその内容を明らかにしていかなければならないということになりました。21年の秋にはそれを公表していくこととなりますので、今までなかなか見えてこない部分なんかも今度は、外に出していかなければならないということですので、そのことは着実にやる、ほかにいろんな意味のものを情報発信していきたいと。例えば補助金等について、資料として配付してありますが、それらについて誰が何を貰っているのか分からないようなことではまちづくりにならないだろうということで、これについてもどの団体がいくら貰っているなどは、ホームページとかいろんなところで公表してやっていこうという方針の文言です。

会長

市民からすれば、自分たちで物事をやっているとお金を貰いたいなあと思うんです。申請するときどうすればいいとか、あそこが貰っているのだったら俺たちも貰えるのでないとか、あそこは貰っているのに何もしてないとか、やっぱり公平、透明性、そういうのがなければならぬから、この補助金というのはやっぱり大事な、審議しなければならないことだろうと思います。

事務局

(3)に補助金交付基準を定めるともになんていう文言がありますけど、事前に補助金等交付基準を送付させていただきました。今日欠席の委員からは、なぜ補助金か、改革の本丸は違うんじゃないかという意見もいただいておりますけど、冒頭に申し上げましたように市民の皆さんに最も関わりのある部分だろうというふうに思っています、それを今決めて来年の春からもう変えますなんていうことはできないわけです。十分に周知して、わかっています、会の運営とかじゃあ今後どうするんだみたいなことになってくるので、早め早めに必要だということ、今ほど会長からありましたように、5つの旧市町村では補助金の内容について相当の開きがあります。ですから今まで続いてきたものを、よそでやっていないから即、切るなんていうわけにはいきませんので、いろんなかたちで整理をしながら来年度もやろうとしていますけれども、大きな差があるものが現にあります。ですからその基準というものは、貰っている、貰っていないのと旧市町村間の市としての一体感の平準化みたいなところもやらなければなりませんし、例えばまちづくりにポジションが小さいがために結構公金を投入して地域づくりをしていたところと、いやそこまでなかなか手がまわらないというところがありますが、これからこれを基準だとしてまちづくりをしていくうえで、そういうものがばらつきあるというのは、うまく機能しませんので、それは今回配付した基準と別に、地域の元気を出すためにはどうすればいいとか、産業を仕掛け

をおこしてどうすればいいのだろうというのは、あの基準と別に今検討していますので、まとめ次第この委員会に提示したいと思っています。

会長

今、そのことを質問したかったのですが、その創設する産業を活性化する補助制度というのは、こんながあるからというイメージがあってここに述べているのですね。

事務局

それは、答申をいただく材料の中身ではありませんが、2月の最終の委員会までに、こういうものだというのを見ていただいて、ああそれは十分に活用してくれとかという意見をいただく材料にさせていただきたいと思っています。とりわけ基本方針でも協働のまちづくりをしかけていく支援の制度が必要でないかということは謳わせていただきました。その仕掛けをそんなに大きな額ではたぶんできませんが、そういうもの。それと新しい産業興しとか商品開発したときのPRにこういう手助けがあると1つうまく歯車が回るんだがなというところは、これを使っての的的なことを少し整理したいなということで、今、下準備をしています。

会長

今、支所を中心とした地域審議会がありますが、そこを中心に5地区それぞれにアイデアを出して自分たちのところを元気出させるためにいろいろやって、そのところに予算をやるということは考えていませんか。

事務局

最終的には総合計画をつくって動くことになるとと思いますが、例えば旧村上市では5つの地区がありますね。旧荒川町では何地区、旧山北町では5地区とかあります。そういう単位がいいのかわかりませんが、ある程度のごことはここで考えるから、資金が必要なんだと、それでその地域の皆さんが活用する、その代わりそちらに移行したものについては1つ1つ支所とか本所に言わなくてもそこで完結するような仕組みをやっぱり一緒になって作っていくというようなのを最後は目指していかなければならないので、そういう議論は最後に要るだろうと。今、仕掛けはその前段で小さいもの、例えば旧広域事務組合でやっていたように「元気あってまちづくりに提案しよう」と思うものを手を挙げてくれと。「こういうものをやりたいのでその補助金をもらえませんか」など、今考えています。

会長

町場では、そのやり方でいいのですが、田舎のほうにいくとその仕掛けは通用しないのがあると思いますよ。その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、皆さんそれぞれのところで大活躍されていますが、お金のことであります、この財政改革のところ、何かありますか。

委員

本日欠席されている委員から理解しやすいかたちで情報公開を進めていただきたいと出ていますが、私もちょっと数字に弱いものですから、わかりやすくしてほしいと思います。

会長

例えば、こんなふうにするとわかりやすいというのはありますか。

委員

そうですね、とにかくポコッと数字が出てきたときに、その数字が何を意味しているかというのはたぶん専門家の方は当然のようにわかっていますが、一般の方はわからない。だから大まかでもいいので、今、これを見るとこういうことがわかりますよとか、今よくなってきていますよとか、借金が減ってるよとか、あるいは例えばたくさん工事費がかかっているけども、このおかげで下水道が今年は何km完成することができたとか、道路改良工事が何mできたとか、そういうかたちでわかりやすくしてもらえるといいのかなと。分析も含めて。そうすると、あのお金がこういうかたちになっているんだなとわかると思います。

事務局

なかなか例えるのがちょっとそういう意味合いが違うとか指摘を受けたりすることもあります。旧村上市で合併のときに全体の財政の計画を家計に例えて、市税はお父さんの稼ぎ、交付税は実家からの仕送りとかいろんな言い方をして、自分の家でも子どもが進学してとても切なくなったから毎月4万円出していたのを今度2万円に減らすよみたいなことだと大変だなとかと理解してもらいました。

会長

そんな例えだと、私たちもみんなわかります。

事務局

財政の話をしたってわからないと言われたときに、そういう例えの画面を使って説明したことがありました。例えば、そういう意味ですか。

委員

はいそうです。分かり易くということです。

事務局

なかなか例えるのも、本当はそれには当たらないですとかご指摘も受けたりもするので。

委員

難しいんですよね。その分かり易くというのが一番難しい。

会長

確かに分かり易くというのはわかるんですが、なかなかそれが難しい。

事務局でも、またアイデアを絞って、分かり易いものを出してくれるそうですので、よろしくお願いします。

委員

補助金についてですが、先ほど事務局から説明を受けたように、最終的な目標はやはり、地区ごとに審議会をもって活動しているわけですので、その地区の独自の実情に合った行政サービスというのは、当然あってしかるべきだと思うんですよ。それをその地区の人たちが考えて、ただし、その地区で考えたことは全市の議論には及ばないという限定つきで、そこに補助金を導入するという必要は必要になってくるだろうとは思っています。

ただし、ここにも書いてありますように、長期化、既得権化、これについては村上市でも現実そうなっているものもあると感じるのですが、極論を言います、止めちゃったらどうですか。どうするのかと言いますと、私の個人的な考えですが、3年経ったら全部廃止にして、一から出直す。それで、その審査をする委員の中に市民が参加する。これが協働だと思うんですよ。それでプレゼンをして、これはやっぱり市民にとって非常に大切な活動だと認められたものだけ補助金を差上げますというようなシステム作りも、今回是非お願いします。

事務局

今回作りました基準は、今言われたことがベースです。最長3年とし、基本的に運営費でずっと貰っているようなものについては、もう無いんですよということで、3年で切るということを基準とします。

ただ、福祉の関係ですとか、それに当てはまるのかというものもありますので、それは整理していきますが、基本的にはそういうかたちです。

何々をやるので、これだけ欲しいというかたちに変えていかないと、去年100万円貰っていたから、今年はまだ2、3万円の減で我慢するかな、なんてことでいくと、新しい仕掛けをしていく余力がまったく出ないことになります。

委員

結構良い活動をしているんだけど、なかなか補助金までいくと切られてしまうという実態が見られますので、是非その辺の改革は大きなメスを入れていただきたいと思います。

事務局

補助金の種類にもよりますが、今県で一部に仕掛けているのは、3年間の計画を見せてくれと、それで1年目は事業費の半分補助をしましょうと、2年目は3分の1、3年目は自前でやってくれと、そういうふうに仕掛けて育てていこうというかたちでやりますというところには補助金を出しましょうというものの中にはあります。

委員

その審査員の中に市民も参加させるというようなことも大切なことではないかと思しますので、その辺りも含めてお願いします。

会長

補助金については、別の資料が出されておりますので、次回以降にも審議させていただきたいと思いますが、今日はこの財政改革のところまで審議させていただいたということで、この辺でしめさせていただきますのでよろしいですか。

委員

1つお願いします。

歳出改革についてですが、「委託料・使用料」というところから始まっているんですが、大事な歳出というのは、もっといっぱいあると思うんですよ。例えば人件費ですとか、一般会計にも色々あると思うんですが、そういったことには触れないんですか。

事務局

臨時職員ですとか、賃金等も含めてという意味ですか。

委員

他にも例えば消防団についても、消防団じゃなくて地域消防にした方が良いという考えもありますし、そういったことも考えれば、もっと大きくお金が動くところがあると思うんですが、それが補助金とか使用料といった、外部の方にばかりいっていると思うんですよ。そういったことが、ここに文言として載っていないので、どうなのかと疑問に思っていました。

事務局

基本的には、200人～300人という職員を減らしていくということは相当なことで、それを目玉として、職員を減らしていったその分でメリットを出そうということですので、それが一番大きいこととは思いますが、言われれば確かにこの歳出改革という項目では触れていませんでした。

会長

今のことは、人件費うんぬんということについても、ここに入るということでもよろしいですか。

事務局

組織・職員改革のところの職員勤務体制改革や、職員定員改革のところを訴えていまして、職員を減らしていくということについては、ここでは出てきていますけども、歳出改革のところにもということであれば分かりました。

委員

歳入改革のところ、見通しをお聞きしたいのですが、地域産業の活性化など税収を増やしたいということが書かれていますけども、地域産業の活性化というのは難しさがある気がします。この文言の中では確かに「産業の振興を図り、地域経済を活性化させる」ということを謳っていますが、これの見通しというか、市税の伸びというのはある程度期待しているのかという疑問があるのですが、当然振興を図っていけば伸びるのでしょうが、実際にこの村上市として、伸びが大きく期待できるかということ、見通しとしては確かに税の収入は欲しいですが、現実としてじゃあどれくらいの伸びがあるかということ心配な部分があります。横ばいのような気もしますし、人口が減っていくは、職員が減っていくは、じゃあそれに伴って地域経済が活性化できるのかということと心配な気がします。

会長

委員から指摘がありましたように、「産業の振興を図り、地域経済を活性化させる」ということは、そのとおりですし、きれいな文言が並んでいますが、実際の見通しがあるのかということですが。

事務局

どの企業が来て、どのくらい増えるかということになりますと、ここでは計り知れない部分がありますけども、冒頭に書きましたように、自主財源が非常に脆弱です。旧村上市でも0.5、合併して更に物凄く少なくなっています。ですので、国からの交付税、それと合併してこの市全体が、色々な条件をクリアして、荒川地区まですべて過疎地域ですという認定を受けています。ですから、そこで事業をする時には過疎債というものを使って借金しても良いですよ、それには市が借金した分、7割は交付税で後で返ってきますよと。条件が悪いですからものすごく有利なんですね。申し上げにくいですが、旧山北町、旧朝日村はそういうエリアでしたので、町村独自の税金が少なくてもそういう起債を使って事業を起こして後で国からお金が来たのですが、こういう改革を進めて、その後も自分たちでやっていこうというまちをつくっていくには、どうしてもやはり自主財源を確保せざるを得ません。そのために産業

を興して、例えば観光と農林水産業の第一次産業をドッキングして新しい付加価値をつけたものを工夫していかなければならないとか、優良企業に何としても来ていただき、そういう職場づくりをして、そこでやはり市税を増やしていくような工夫をしていかないと、または、交流人口を拡大して、観光客や訪れる皆さんにお金を落としていただくというような、回り回って税金が市に入ってくるようなしくみをつくっていかないと、この歳入の改革の大きなところは描けないということです。立派な言葉が並んでいるとのご指摘ですが、こうしていかなければ、つくっていけないということなので、精一杯、努力させていただきますが、見通しは暗いんじゃないかと言われると返答に困りますけど。

会長

今のような夢、観光も頑張るし、企業誘致もしていくというような夢を、これは最初のところで市長のあいさつに決意があってはじめていけばいいんだけど、暗いところから始まっているからね。職員の人数は減らしましょう、限界集落もいっぱいだとか。やっぱりせっかく合併したんだから合併してよかったというまちをつくるために、今一生懸命にアイデアというか知恵を出し合っているというふうな前書きに今度は是非してもらいたいと思います。

委員

私の聞いている話では、神林の道の駅が、農家の自分の家で余った野菜、出荷するために作ったのではない野菜を売るとというのが直売所の発想だったそうだが、昨年で1億何千万円の売り上げがあるんですね。従来ですと個々の農家の自家消費野菜ということで、せいぜい多くても1軒で5万とか10万の野菜の収入ということでしか上がってこない数字が、実際によその人たちに売ることになったら億の金になったというんです。結構、あそこは品揃えがいいんで、新潟辺りから毎週のように買いに訪れるお客があるのですが、そういうことも含めて、やっぱりまちなかじゃないからあるんだよ、人が来るんだよということがあると思うんですね。山北の小俣宿とか歴史に残るようなところに人が集まってくるといことがありますので、それを上手に使って、あるいは体験の何かするだとか仕掛けをしたら、それはそれなりに人が集められると思いますし、やっぱりその地域にある施設、産業、ものというのを有効活用していくことが必要だと思います。それは絞って、あるもの、ただ見過ごしていたものが価値あるものだとどこかで気がつかないところが明かない。どこかの大きな企業に来てくださって言っても、まず無理ですよ。今のこの時代では無理だと思いますよ。あるものを有効に活用して。何がいいんだと。空気がきれいだ、空気ぐらいた。そんなところほかにないんだから、来て見るよと。そういう格好でもっていったらいいと思います。

会長

ありがとうございました。私は、是非、そういうものをやっぱり最初の市長のあいさつのなかで夢を語って、明るい市ができるんだぞということで、この行政改革推進委員会がいい知恵を出されることを願っていますが、今日のところは大変遅くなりましたけれども、ここで打ち切らせていただいて、次回、3番の行政サービス改革から入らせていただくということでよろしいですか。

委員

はい。

5. その他

会長

次の会議をどうするかというのは、事務局からお願いします。

事務局

その前をお願いします。事務局としては、本日のほかにあと2回の会議を予定しています。その審議をするにあたって、必要な資料がありましたら、今、お聞かせいただければと思います。それがすべて用意できるかは別としてですが。

委員

施設改革のところに施設利用活性化改革があります。どんな施設があるかは今日の資料で大体わかりますが、有料施設が多いと思うんですよ。どのくらいの利用者数があって、どれくらい収入があって、できればその維持管理にいくらかかるのか、どれくらい赤字があるか知りたいのですが。全部でなくていいですが。

会長

600も無理だと思うので。事務局、よろしいか。

事務局

はい。

会長

平成23年に組織機構を見直すそうだが、次回までに出される資料はないですね。

事務局

ご意見は、いただきますが、こちらのほうで議論しているものを今、こういうところまで考えているというのは、ご勘弁いただきたいと思います。

委員

高校生のアンケート結果は、出ませんか。

事務局

まだ総合計画審議会に提示していません。提示が済めばできると思います。次回に間に合うかどうかは、検討させていただきます。

6. 次回の日程について

会長

委員から出されている、この会議を支所所在地でない所で開催するという提案については、理想はわかるのですが、行くには大変容易でないですね、交通手段とか。事故あっても困るし。

事務局

例えば、山北であれば、支所のある府屋でなく、小俣や雷とかに行き、そこに住んでいる方と何か交流をされて、その後会議ということかと思います。

委員

何回もやるという会議でないものですから。出向いたところでわかるものでもないし。

事務局

次回、ご本人から直接お話をお伺いして、結論は今日出さないということでしょうか。

会長

理想は、よくわかるのですが。現実問題としては、無理がいっぱいじゃないかという感じがします。

第4回行政改革推進委員会は、第1案を平成21年1月23日(金)、第2案を1月26日(月)とし、欠席委員のご都合を確認して事務局で決定し、後日、通知することになりました。

7.閉会

(午後4:00 閉会)

以上、第3回行政改革推進委員会会議録の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成 21年 1月 15日

会 長 小 川 勲 印